

指摘事項・意見等一覧表

- 【指摘事項】
- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
 - ・その他適正を欠く事項で是正する必要が認められるもの

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)	指摘年月日	対応状況
33	定監	33	健康福祉部 高齢福祉課	ファミリーサポート センター事業に係る 委託契約の手続について	所管課において契約締結に際して予定価格調書の作成及び見積書の徴取を行わず、契約相手方との協議によって契約金額を決定したことは、契約規則の規定から逸脱しているだけでなく、市民からも疑念を持たれる手続になっていると言わざるを得ません。また、予算要求資料として公社から提出された見積書どおりの金額で契約している現状では、公社の見積内容が市の仕様書の内容を充足し適切なものとなっているのか、かつ、その金額が妥当なのかを検討されないまま契約締結を行っている状態であると言えます。 次年度以降の委託契約締結の手続においては、契約規則に則った処理を行うこととし、契約締結時には契約金額の事前協議を行うことなく見積書を徴取するとともに、市が積算し適正に定めた予定価格の範囲内であることを確認するなど、適正な契約事務を行ってください。	介護ファミリーサポートセンター事業委託契約において、令和4年度委託契約分から宝塚市契約規則に基づき、担当課による予定価格調書の作成並びに(一財)宝塚市保健福祉サービス公社からの見積書徴取を行いました。 引き続き、委託契約締結の手続においては、特名随意契約に係る見積内容と金額の妥当性を確認し、宝塚市契約規則に基づいた適正な契約事務の執行に努めます。	R3.12.22	措置済
33	定監	34	健康福祉部 介護保険課	介護保険料に係る 減免制度について	介護保険料の減免申請に関しては、宝塚市介護保険条例(以下「条例」という。)第13条第2項に「保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の2月前の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。」と規定されています。しかしながら、所管課における減免制度の取扱いを確認したところ、年度末までに申請したものについては申請期限を過ぎていても受理していました。減免申請の受理期間のうち特別徴収分の申請期限については、全6期のうち3期までが被保険者の保険料の決定をする以前に設定されているなど、条例に定められたとおりの減免申請が現実には困難となっています。そういったことから、実情に応じた柔軟な対応が求められていることは一定理解できますが、条例の規定とは違った運用を続けてきたことは問題があります。条例の定める内容と実際の運用に乖離が生じないよう早急に見直しを行ってください。	減免申請の受理期間については、条例に定める内容と実際の運用が一致するよう、令和4年3月議会に条例改正案を提出しました。	R3.12.22	措置済

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

年度	監査区分	番号	部	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
33	定監	35	健康福祉部 地域福祉課	民生委員・児童委員活動費補助金について	本市における民生委員・児童委員の定数は313人(うち区域担当が294人、主任児童委員が19人)ですが、令和3年11月1日時点で25人の欠員となっています。全国的にも委員の高齢化、活動の負担増、担い手不足等の課題により欠員状態が恒常化していますが、引き続き欠員解消に向けて取り組むよう努めてください。 民生委員・児童委員活動費補助金を1人当たり年間105,210円交付していますが、そのうち宝塚市地区民生児童委員協議会費、宝塚市民生委員・児童委員連合会費、兵庫県民生委員児童委員連合会費として合計59,010円が引き去りされ、中には必ずしも全員が参加していない宿泊を伴う研修費や慶弔費にも充てられていました。このことが委員選任の支障とならないよう適切な会費の使途や金額について協議、検討してください。	民生委員・児童委員の欠員解消については、今後も欠員解消対策委員会の開催、自治会などの地域団体へ候補者選出の呼びかけを継続して行い、引き続き欠員解消に向けて取り組むよう努めます。 また、民生委員・児童委員の会費について、宝塚市民生児童委員協議会費、宝塚市民生委員・児童委員連合会費の用途は各団体の総会で決定をされていますが、今後、各委員の意向が丁寧に確認できる方法を取り入れる工夫を行えるよう各団体と協議します。

年度	監査区分	番号	部	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
33	定監	36	健康福祉部 健康推進課	健康たからづか21 (第2次後期計画) について	本市では、「健康たからづか21」を策定し、健康寿命の延伸と壮年期死亡の減少を図るとともに、生活の質の向上を目指した健康づくり施策を推進しています。平成31年3月には、令和元年度から令和5年度までを計画期間として「健康たからづか21(第2次後期計画)」を策定しています。 当該計画の分野別・ライフステージ別取組における一部指標について令和元年度及び令和2年度の実績値を確認したところ、各指標の実績値は、全て目標値に達していませんでした。また、特定健康診査受診率及び特定保健指導利用率については、実績値と目標値とに大きな乖離が見られます。一部の目標項目において国が定めた目標値であることや、コロナ禍の影響により受診控えがあったことは一定理解できますが、市が計画策定し目標値として設定している以上は、目標達成に向け計画的かつ具体的な取組をしていく必要があると考えます。 コロナ禍で市民の意識と行動は変容しており、特定健康診査受診等において、アフターコロナにあっても以前の数値に自然回復していくかどうかは不透明です。前計画である「健康たからづか21(第2次)」における分野別項目の目標達成割合が23.4%であったこと、国民健康保険事業における保険者努力支援制度に係る令和3年度評価実績が県下41市町のうち本市が最下位となっていることから、令和5年度の目標値達成に向けて、コロナ禍の状況を踏まえながら、これまでの手法にこだわることなく効果的な取組を進めてください。	乳幼児健診の受診率は、令和2年度は中止期間や受診控えにより低下しました。中止期間は、アンケートを送付し、必要な人に医師相談や育児発達相談を実施して相談機会の確保に努め、また受診控えには、乳幼児健診での感染症対策を個別通知やホームページで周知し、令和3年度(12月まで)の受診率は令和元年度の水準まで回復しています。 むし歯のない幼児の割合の減少については、10か月児健診で歯磨き指導が行えないことや、令和2年度より1歳6か月児、3歳児歯科健診が市内医療機関内で行う個別健診となり、むし歯が発見しやすくなった影響と考えています。保育所の子育て支援事業の場に歯科衛生士が出向く健康教育・相談の実施や、毎年度1回全戸配布している健康づくりべんり帳に記事を掲載し、幼児期の歯磨き習慣やおやつのとおり方等、むし歯予防につながる情報を引き続き提供します。 歯周病検診受診率の減少については、新型コロナウイルス感染症による受診控えが原因と考えています。個別通知の内容に、歯周病に関するポイント、検診に関するQ&A、感染予防対策の実施内容、受診控えのリスクを追加し、受診率向上に取り組めます。 特定健康診査受診率及び特定保健指導利用率については、令和2年度より電話での特定健診受診勧奨や、訪問での特定保健指導を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健診受診率の低下が見られました。令和2年度特定健診受診率は、県下人口10万人以上の自治体の中では高く、引き続き目標値を目指して取り組みます。 コロナ禍における新たな取組として、令和3年3月より市ホームページの健康情報を「ちよいす健活TAKARAZUKA【健康情報まとめページ】」として、まとめています。また、「ちよいす健活」については、令和4年2月に包括連携協定に基づいて市内セブン-イレブン店舗において「カット野菜DEちよいす健活」POP広告を設置してPRを行っています。そのほか、InstagramやFMたからづかを活用し、様々な方法で特定健診の周知に努め、受診率向上に取り組んでいます。

年度	監査区分	番号	部	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
33	定監	37	健康福祉部 障害福祉課	宝塚市障害者自立生活支援事業委託について	宝塚市障害(がい)者自立生活支援事業委託では、市の地域活動支援センター補助金(以下「地活補助金」という。)の対象とはならない地域活動支援センター事業を主たる業務として、契約金額1,732万円で委託しています。当該委託事業における地域活動支援センターは、地活補助金を受けている事業所とは異なり、様々なメニューの中から興味のあることに参加できるといった特色があります。さらに、障害(がい)者が毎月の通所回数を気にすることなく、気軽に参加できる貴重な居場所となっています。 また、本市の障害福祉サービスの方向性を明らかにするため、「宝塚市障害福祉計画(第6期計画)」が策定され、地域活動支援センター事業も障害福祉計画に位置付けられています。しかしながら、障害福祉計画における地域活動支援センター事業の実施見込箇所数は地活補助金を受けている事業所のみで算出されており、当該委託事業を実施する事業所は含まれていませんでした。このことについては、「県の地域活動支援センター基礎的事業及び障害者小規模通所援護事業補助金の補助要件を満たしていないためである。」旨の説明を受けましたが、市の施策として多額の費用をかけて委託している事業でありながら、障害福祉計画に位置付けられていないことに疑問を感じざるを得ません。市民への説明責任を果たすためにも、市の障害(がい)福祉施策における位置付けを明確にするよう検討してください。	委託業務における地域活動支援センター事業は、県の地域活動支援センター基礎的事業及び障害者小規模通所援護事業補助金の補助要件と異なるため、障害福祉計画に位置付けておりませんでした。宝塚市障害福祉計画(第7期計画)」策定時には、実施見込箇所数に含める方向で検討します。

年度	監査区分	番号	部	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
33	定監	38	健康福祉部 障害福祉課	福祉タクシー料金 等の助成制度につ いて	重度の障害(がい)者に対するタクシー料金の助成制度として、宝塚市福祉タクシー料金助成事業実施要綱(以下「福祉タクシー料金助成要綱」という。)では、電車、バス等の交通機関を利用することが困難な重度の障害(がい)者(所得制限有り)に、基本料金相当額の利用券を年間48枚(障害(がい)の内容により年間96枚)交付しています。また、宝塚市リフト付タクシー料金助成事業実施要綱(以下「リフト付タクシー料金助成要綱」という。)では、普通タクシーに乗車することが困難な重度の障害(がい)者(福祉タクシー料金助成要綱の対象者のうち、移動手段として常時車椅子を使用又は寝たきり状態にある者。所得制限無し)が、リフト付タクシーを利用する場合に、1乗車につき680円の利用券を必要に応じて交付しています。 利用券の併用については、どちらの要綱においても何ら明記されていませんが、運用上利用券の併用を認めています。このことについては、「リフト付タクシーは予約・配車依頼するため迎車料金が発生することが多い。リフト付タクシー料金助成要綱では「1乗車につき680円」と明記しているが、実質的には迎車料金の助成であり、福祉タクシー料金助成は実車運賃の助成であることから、重複した制度利用ではなく、助成対象のすみ分けとして、利用券の併用を可としている。」旨の説明を受けました。 しかしながら、これは現時点では所管課内部の考え方に過ぎず、この運用について要綱等でルール化されているものではありません。また、福祉タクシーの利用券は年間48枚等の交付上限に対し、リフト付タクシーの利用券は交付上限がないことから、リフト付タクシーの利用に際し、迎車料金は助成されても、実車運賃は助成されない機会が発生すること、福祉タクシー料金助成要綱の対象者には所得制限があることに対し、リフト付タクシー料金助成要綱の対象者には所得制限がないことなど、実車運賃及び迎車料金という助成対象のすみ分けとみなすには一部整合性に欠ける部分があると考えます。 要綱で明記している内容及び運用上の実態に差異があることについては、重度の障害(がい)者に対するタクシー料金の助成制度における今後の在り方も考慮した上で、一体的な見直しを検討してください。	普通タクシーを利用できない重度障害(がい)者にとっては、リフト付タクシーを利用することにより、乗車料以外に迎車料相当分の負担が発生しています。この負担については、障害(がい)者本人の問題ではなく「社会的障壁」であり、それを取り除くことは重要なものと捉え、リフト付タクシー料金助成制度により、迎車料相当の助成を行っています。この制度の対象者については、上記の観点から、所得制限や支給制限を設けることは制度の目的になじまないものと考えています。 しかしながら、ご意見にありますように、各要綱にこの考え方について明記していないことから、客観的に見て、制度の重複や整合性を欠くとの誤解を招きやすいため、今後の適正な運用のために、現行の要綱に各制度の目的を補記するなど、各制度のすみ分けを整理し、運用について疑義が発生しないように一体的な見直しを検討します。

年度	監査区分	番号	部	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
33	定監	39	健康福祉部 生活保護課	遺留金品の処分について	本市において保管している身寄りのない生活保護受給者の遺留金品は現金85万円、通帳残高合計413万円あり、いずれも長期間保管されています。現金等の保管リスクの観点からも取扱いマニュアルを整備し、的確な残余財産の把握に努めるとともに相続財産管理制度による財産処分が行えないと判断される場合には、弁済供託制度を活用するなど、速やかな保管財産の処分に努めてください。	金庫内の保管現金については、令和2年12月9日付の生活保護法施行規則改正を適用し、858,359円のうち840,552円は弁済供託、17,807円は葬祭扶助費に充当し、保管現金はなくなりました。 また、通帳内に遺留金が確認できた預金残高から、生活保護法第76条の規定に基づき、先取特権を行使し459,493円を葬祭扶助費に充当しました。 なお、生活保護遺留金品の管理については、「宝塚市生活保護遺留金品取扱要綱(令和4年4月1日施行)」を策定し適正に取り扱うこととします。
33	定監	40	健康福祉部 せいかつ支援課	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業について	宝塚市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託の特名随意契約の理由は、「従来より小学生を対象に学習サポート事業を行っており、本事業の実施により中学生まで継続した学習支援が可能となる。家庭訪問による支援を実施している。学習に際し配慮を要する児童・生徒に対しても、障害福祉施設運営における経験を生かした対応ができるなど、これらの結果として高校進学率は100%を維持している。」となっています。 ところが実際に契約相手方が従来から行っているのは安倉地区の小学生に限定した学習サポート事業であり、全市域の小学生から高校生までを対象とする本事業とは業務内容が異なります。また、障害福祉施設を運営していることが当該事業に関係するとも考えにくく、「高校進学率は100%を維持している。」との記載についても高校への進学者数は平成30年度2人、令和元年度1人、令和2年度2人であり、このような進学実績から考えると特名随意契約の理由としては適切ではないと考えます。 子ども未来部でも、中学2年生及び中学3年生を対象として、同様の趣旨でひとり親家庭生活学習支援事業(たからっ子みらい塾)が実施されており、現状、両事業間で重複利用はないとのことですが、それぞれの事業の契約相手方が異なることで、両事業の利用者への支援方法、学習効果等における差異や学習支援に携わる支援員等の資格要件の違いなどが生じないように、また、両事業を統合することで、より効果的な事業運営ができないか検討してください。	学習支援事業の委託契約に係る特名随意契約の理由書について、不適切な表現を改め、実態に沿った内容に再考するとともに、社会福祉法人の持つ経験や児童・生徒の様相への気づきなどの観点を加えた特名理由としました。 子ども未来部における学習支援事業については、令和4年度から6年度の実施に向け今年度プロポーザルを終えています。令和7年度以降実施のためのプロポーザルに間に合うように、子育て支援課と現行の長所や課題、各事業の目指しているものなど相互に理解し、より効果的な事業展開に向けて協議していきます。

年度	監査区分	番号	部	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
33	財援	41	産業文化部 文化政策課 (公益財団 法人 宝塚 市文化財団 関係)	経営状況について	経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、平成29年度が563万円、平成30年度が769万円、令和元年度が783万円、令和2年度が70万円のマイナスとなっています。令和2年度はコロナ禍で事業収益が大きく減少した一方、事業中止に伴う経常費用の削減、雇用調整助成金等により、令和元年度までと比べ赤字額が減少していますが、赤字経営が常態化している状況です。また、ここから経常外増減額を加味した一般正味財産期末残高についても毎年度減少してきており、令和2年度末時点で7,275万円となっています。令和2年度の流動比率についても、67.2%となっており、厳しい経営状況にあると考えます。また、各施設の稼働率についても減少傾向となっています。経営改善において、費用削減のみでは限界があるため、収益性の向上についても考えていく必要があります。加えて、条例で定める利用料金と財団の利用料金表に不整合と認められる記載があったため、所管課においては条例と利用料金表とが合致するよう指導するとともに、集客のための戦略立案など、財団の更なる収入確保の検討に努めてください。 人件費等固定費の上昇、施設の稼働率低下、指定管理対象施設の老朽化など、財団経営に係る問題は山積しています。この状況が続けば市の出資金にも影響を及ぼすこととなるため、所管課においては財団が今後とも安定的に経営できるよう助言、指導等を行ってください。	コロナ禍により大きな影響を受けた文化施設及び文化創造館の利用率、稼働率については、令和3年度には定員制限の緩和、練習利用の再開等により、令和2年度に比べて回復しつつあります。 文化財団においては新型コロナウイルス感染拡大による収益の大幅な減少に対応するため、職員給与の減額や昇給延伸、休業による雇用調整助成金の獲得など、経費削減のための努力を行ってきており、また所管課としても臨時休館による収入減への対応として損失補填を行ったほか、国や県の臨時交付金を活用した文化施設の減免、補助金の創設などに取り組み、施設利用の回復につなげてきました。 文化施設の計画的な修繕や改修、指定管理料の維持等、所管課としても文化財団の安定経営に向けて取り組んでいくとともに、今後も指導助言を行っていきます。 なお、条例と利用料金表に不整合が認められた部分については、今年度中に見直しを行い、令和4年4月からは是正後の利用料金表となるよう、準備を進めています。
33	財援	42	産業文化部 文化政策課 (公益財団 法人 宝塚 市文化財団 関係)	指定管理料について	「宝塚市指定管理者制度運用方針」では、「施設の使用に伴い発生する修繕費等については、指定管理者に負担を求める場合の『小破修繕』の定義、金額及び範囲(面積、期間等)等を例示し、協定においてあらかじめ規定する」とこととされていますが、財団との協定内容を確認したところ、金額による明確な負担区分が示されていませんでした。平成30年度から令和2年度における施設修繕の実施状況を確認すると、例えば指定管理者がLED化工事(平成30年度に計403万円、令和元年度に計227万円)を実施している一方、市が軽微な修繕を行っているものが見受けられるなど施設修繕の負担区分が曖昧となっている実態がありました。施設の適切な維持管理を行うに当たっては、金額による基準等を協定に示すなど市と指定管理者の責任分担を明確にしてください。 指定管理料の積算内訳をみると、収入において指定管理者の自己財源からの充当を前提とすることで収支均衡を図っており、これでは実質的に財団の資産を減少させる一因となっています。指定管理料の積算に当たっては、協定による責任分担に基づき、必要経費ごとに施設管理運営経費を精査するとともに、施設管理運営の在り方や指定管理者に求める業務の範囲、成果の水準などを総合的に勘案して適切な金額の積算をしてください。	文化施設及び文化創造館の管理運営に関する基本協定書においては、『小破修繕』について、現在金額による明確な負担の区分を示していませんが、概ね50万円以上の修繕については市の負担としており、市、文化財団両者の合意が形成されているところです。次の基本協定締結時には方針に基づき金額の明示を行います。また、指定管理料の積算にあたっては、科目ごとに精査しているものの、施設の管理運営に必要な経費の総額が債務負担行為の限度額を上回ってしまい、指定管理者の自己財源からの充当を前提として予算要求を行わざるを得ない状況が続いています。市としては、施設の修繕や積立金等を経常一般経費として確保するとともに、引き続き決算額や利用率を勘案しながら指定管理料における各科目の精査に取り組めます。

年度	監査区分	番号	部	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
33	財援	43	健康福祉部 障害福祉課 (各団体共 通事項)	地域活動支援セン ター等事業補助金 の特例措置につい て	緊急事態宣言発出による特例措置については、各センター及び事業所において取扱方法は様々であり、支援の実施方法や記録内容についてもばらつきが生じ、単なる事務連絡とも取れる記録内容も散見されました。 令和3年度以降は特例内容の改正が行われ、体調確認のみの電話連絡は日数算定ができないものとしていますが、事業者に対しては、コロナ禍においても真に利用者へのできる限りの支援になるような電話連絡等を実施してもらうとともに、その記録については、より具体的な内容となるよう指導を行ってください。 また、特例適用期間については「当面の間」としており、その終期は示されていません。特例適用期間については終期を設定し、本運用はあくまで特例であることを明確にするべきであると考えますので、終期設定の在り方についても検討を行ってください。	新型コロナウイルスに関する代替的な支援に関しては、障害福祉サービスにおける国の通知内容を準用しており、示されている基準については広く抽象的なものとなっています。そのため、本市が地域活動支援センター向けに発行した通知も同様の主旨となっています。来年度も本特例を継続することとなれば、改めて代替支援の本来の意義を事業所に周知しつつ、真の意味での利用者支援となるために、支援内容や記録についても適切な方法を検討します。 また、終期の設定についても、先の状況予測が困難であることから国は明確に示していないところですが、他市の動向も伺いつつ、本市の方針としてもコロナ特例の取扱いについて、適切な方法を検討していきます。
33	財援	44	健康福祉部 障害福祉課 (コスモス関 係)	地域活動支援セン ター補助金につい て	特定非営利活動法人コスモスに対して交付した地域活動支援センター補助金について、再三にわたる補助金の算出誤りによる返還処理は、事業者の活動にも支障を及ぼすとともに適正な補助金執行の観点からも市民の信頼を損ないかねません。今後はこのような誤りを起こさないよう、実績報告書の確認及び実地調査に当たっては慎重かつ確実に実施するとともに、担当者が代わった場合においてもノウハウの継承や事務の効率化につながるよう、これらの事務の実施に係るマニュアル作成等により適正な補助金執行に取り組んでください。 また、事業者が利用形態を変更した場合には、事業者から文書による報告書を提出させるとともに、所管課においても変更内容を記録、保管するよう努めてください。	この度の事務処理誤りと同様の例を今後発生させないために、本事業に関する職員向けのマニュアル作成について具体的に検討し、現在作成に取り掛かっています。また、実績報告の確認や実地指導時における留意点について、過去の事例や経緯を参照できるような記録一覧を残し、担当が変わっても事務処理の質を保てるような体制づくりを検討します。 各事業所に対しても、改めて事業実施時の注意点を伝え、事業形態等が変化した時には速やかに報告及び記録の保管を行うよう、年度末に予定している事業所説明会にて指導します。

※詳細な「監査結果の内容」及び「措置結果の内容」については、『措置内容(回答).pdf』をご覧ください。